

# 青 信 号

令和 4 年 5 月 22 日

発行責任者／支部長 早川 俊治

—世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して—

## 令和 3 年度 活動報告・決算報告

ご支援・ご協力に感謝申し上げます

支部長 早川 俊治

北野台自治会会員の皆様には日頃より交通安全について、ご理解ご協力を頂き心より感謝申し上げます。

自治会の公的協力団体として、自治会との連携を密に行事その他に協力をし、安心・安全なまちづくりの一翼を担えるよう活動しています。

当支部では、自治会からの助成金及び自治会会員の皆様の南大沢交通安全協会の「自動車会費協力」の呼び掛けに協力して頂いた還元金を、交通安全のため有効に活用させて頂いております。

(但し、令和 3 年度は前年度に引き続き新型コロナウイルスのため各自治会会員宅への訪問を遠慮しました。決算書に記載の自動車会費還元金額は、当北野台支部指導員納金によるものです)

自治会からの助成金等の用途をご理解頂くため、北野台支部令和 3 年度の主な活動報告と収支決算書(右面)を掲載させていただきます。

### 令和 3 年度主な活動報告

- 4 月 6 日～15 日 春の交通安全運動
- 7 日 歩行訓練 (高嶺小)
- 5 月 2 6 日 歩行訓練 (中山小)
- 30 日 広報紙「青信号 64 号」 発行
- 9 月 1 日～3 日 学期始めの交通安全指導
- 10 月 24 日 地域クリーン作戦
- 広報紙「青信号 65 号」 発行
- 11 月 3 日 八王子市中学校駅伝競走大会
- 22 日 自転車免許 (中山小)
- 12 月 1 日～7 日 年末重大交通事故防止
- 1 月 11 日～14 日 学期始めの交通安全指導



※広報車による自治会内交通安全パトロール

※指導員募集しています

(毎月第4水曜日実施)

**北野台をより安全な街に！**

南大沢交通安全協会北野台支部 決算書  
(令和3年度)

収入内訳

令和4年3月31日

項目	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
収入	A	繰越金	312,540	312,540	
	B	本部より支部運営費	130,000	2,550	自動車会費還元金
	C	自治会助成金	130,000	130,000	
	D	雑収入	4,000	13,710	なで木代・なで木戻戻金
	合計	(本年度総予算)	576,540	458,800	

支出内訳

部門	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
総務部	1	事務関係費	10,000	0	事務用品、消耗品等
	2	会場借上費	10,000	0	
	3	通信連絡費	1,000	0	
	4	被服装備管理費	80,000	0	
	5	交通費	25,000	8,500	対外連絡交通費
	6	本部渉外費	21,000	0	
	7	印刷費	10,000	3,010	資料等印刷費
	8	雑支出	6,000	15,400	なで木代等
	9	活動費	50,000	7,900	会議費等
		小計	213,000	34,810	

部門	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
事業部	10	備品購入費	80,000	0	
	11	女性部活動費	20,000	0	
	12	活動費	2,000	0	
		小計	102,000	0	

部門	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
広報部	13	広報紙発行費	15,000	9,150	青信号 印刷費
	14	広報・啓発活動費	0	0	啓発活動等
	15	活動費	2,000	0	会議費等
		小計	17,000	9,150	

部門	科目	内 容	予 算	決 算	摘 要
組織部	16	指導員研修費	17,500	5,000	永年表彰 令和3年度1名
	17	活動費	2,000	0	
		小計	19,500	5,000	

本年度総収入		¥458,800
本年度総支出		¥48,960
次年度繰越金		¥409,840

交通事故に遭わない・起こさない  
油断せずに安全を確認しましょう！！

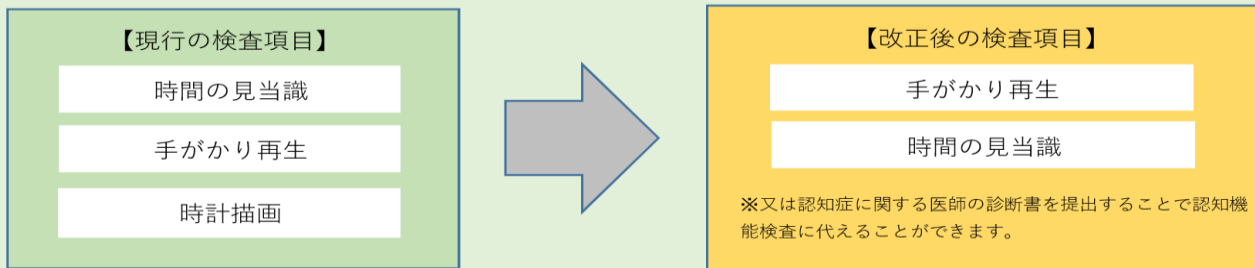
# 【令和4年5月13日改正道路交通法の施行について】〈警視庁HPより〉

高齢運転者対策の充実・強化をはかるため75歳以上の免許更新手続きについて以下の3点が改正されます。

- ① 認知機能検査の検査方法の変更
- ② 高齢者講習の一元化
- ③ 運転技能検査の新設

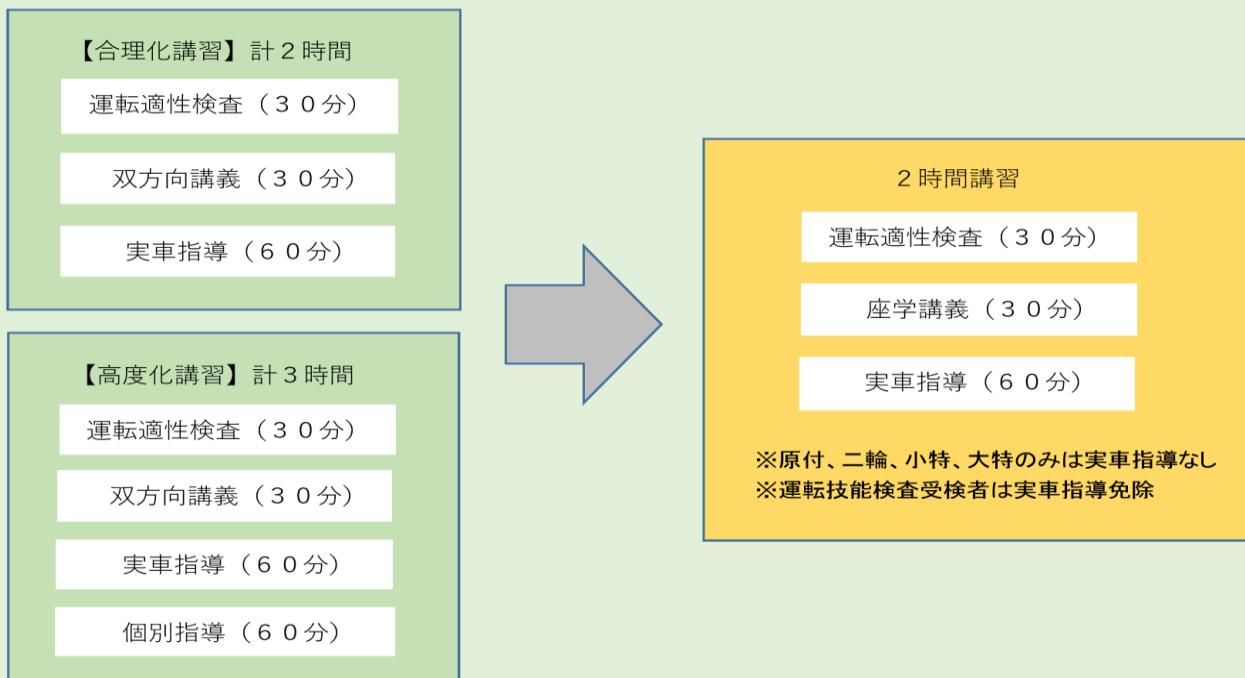
## ① 認知機能検査の内容が簡素化されます

これまで認知機能検査の項目から「時計描画」がなくなります。



## ② 高齢者講習が一元化されます

これまで2時間講習・3時間講習に分かれていた高齢者講習が、2時間の講習に一元化されます。



## ③ 運転技能検査が導入されます

- ※過去3年以内に一定の違反がある方が対象となります。
- ※運転技能検査に合格しない場合、免許の更新はできません。
- ※免許更新手続き期限まで複数回受検可能です。

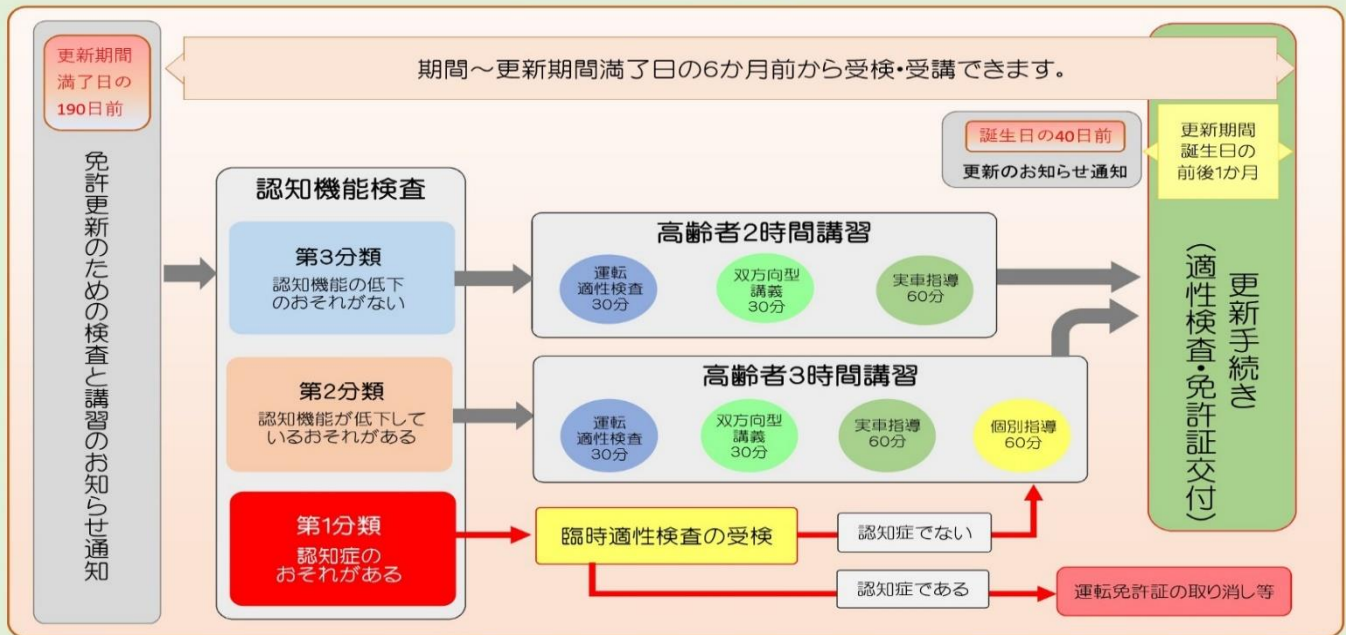
### 運転技能検査の対象となる一定の違反行為

- ①信号無視
- ②通行区分違反
- ③通行帯違反等
- ④速度超過
- ⑤横断等禁止違反
- ⑥踏切不停止等・遮断踏切立入り
- ⑦交差点右左折方法違反等
- ⑧交差点安全進行義務違反等
- ⑨横断歩行者等妨害等
- ⑩安全運転義務違反
- ⑪携帯電話使用等

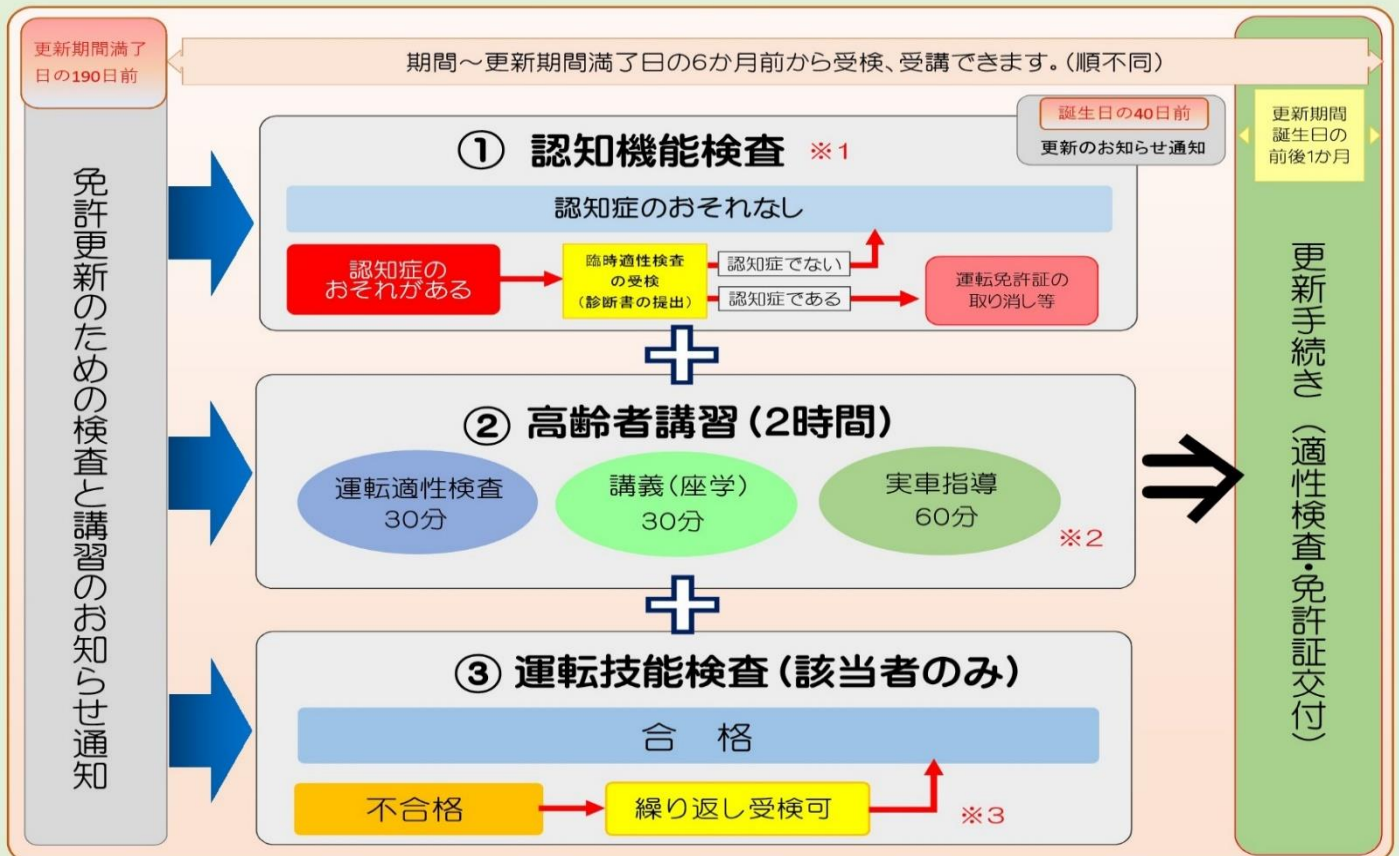
（75歳以上の運転免許を持っている方が、いずれ重大事故を起こす可能性が高い違反）

# 【75歳以上の者の運転免許更新手続の流れ】

～改正前～



～改正後～



※1 認知症に関する医師の診断書を提出することで認知機能検査に代えることができます。

※2 運転技能検査の対象の方及び原付、二輪、小特、大特だけの免許をお持ちの方は、実車指導なし「1時間講習」となります。

※3 一定の違反歴がある方が対象で、これに合格しないと更新できません。不合格であっても普通車を運転できる免許を返納して原付等にする場合は更新可能。